

事 務 連 絡
令和３年１２月１日

荷主関係団体等 各位

近畿運輸局自動車交通部

貨物自動車運送事業者の適正な運賃收受のための周知について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

国内貨物輸送の９割（トンベース）を占め、我が国のくらしと経済を支える物流インフラであるトラック運送業においては、運転者の労働環境は他の産業と比べて長時間労働・低賃金の状況にあり、運転者不足が大きな課題となっています。

さらに、平成３０年７月６日に公布された「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」（以下、「働き方改革関連法」という）において、長時間労働の是正を図る観点から、時間外労働について罰則付きの上限規制が導入されることとなり、令和６年４月１日に、年９６０時間（月平均８０時間）が適用されることになっています。

このような状況の中で、運転者の労働条件の改善を図るため、平成３０年１２月に貨物自動車運送事業法の改正が行われ「標準的な運賃の告示制度」が導入されました。

「標準的な運賃の告示制度」は、一般的にトラック事業者の荷主に対する交渉力が弱いことや、令和６年度からの時間外労働の上限規制適用等を踏まえ、運転者の労働条件を改善し、トラック運送業がその機能を持続的に維持していくため、国が望ましい適正運賃水準を示すことが効果的であるとの趣旨により設けられ、国土交通大臣が昨年４月２４日に告示されました。

前述のように、働き方改革関連法による適正な運賃收受の対応を進めていく必要がある中、さらに、今般の燃料価格上昇によってトラック事業者の経営状況に与える影響が懸念されています。

「標準的な運賃」において積算される人件費、車両更新に要する費用、事業運営や物流効

率化に必要となる設備導入に要する費用などや燃料価格の上昇分については、「標準的な運賃」の設定や燃料サーチャージの導入等によって適正な運賃収受に繋げ、トラック事業者のみがその負担を抱えないことが必要です。

つきましては、荷主（運送委託者）とトラック事業者が協議の上、適正な運賃による運送契約の締結を行うことは、取引環境の適正化のために不可欠であることから、今般の趣旨についてご理解いただき、下記の事項について、傘下会員への周知等にご協力を賜りたくお願い申し上げます。

記

1. トラック事業者と協議の上、働き方改革関連法の対応に必要な経費、燃料費の上昇分を反映した適正な運賃・料金への見直しを行うこと。

2. トラック事業者から燃料費の上昇分を運賃・料金に反映することを求められたにもかかわらず、運賃・料金を不当に据え置くことは、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）や下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）に違反するおそれがあるとともに、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）附則第1条の2に基づき、荷主への働きかけ、要請、勧告・公表等の対象となること。